

## 前橋市スーパーシティ連携事業者（事業提案）募集要項

### 1 目的

前橋市では、AI、ビッグデータ等最先端技術を活かした未来の暮らしを実現する「スーパーシティ」として大きな規制改革を伴う国家戦略特区に指定されることで、規制障壁を突破し、新しい市民サービスと行政の合理化を目指します。今まで8年間取り組んできた、様々な実証段階となっている既存事業の実装を実現し、本市の課題を解決、かつ市民の暮らしを豊かにするとともに、新型コロナウイルスによる様々な経験を基に新たな生活様式を取り入れ、今後起こりうる非常事態に対応できるまちづくりに大胆にチャレンジします。

そのため、現在前橋市は、産学官から構成される「前橋市スーパーシティ準備検討会」を立ち上げ、内閣府が募集するスーパーシティの申請に向けた検討を行っているところです。

この度、本市スーパーシティ構想で実施を目指す具体的な事業アイデアと、その担い手を公募します。

### 2 概要

#### (1) コンセプト「スーパーシティ×スローシティ」

前橋市は「スーパーシティ×スローシティ」をコンセプトとし、“スーパーシティ”（デジタル最新技術や規制緩和による新しい仕組み）により、日常の負担となっていることを軽減することで日々の暮らしにゆとりが生まれ、自分らしく生き生きとした生活を送る“スローシティ”を構築することを目指しています。

これは、市民の皆さんの困りごとや今までの社会の制約を、デジタル最新技術や新しい仕組みで解決、開放して、時間と心のゆとりを生み、そのゆとりで豊かな自然や歴史に触れ、食やアートや文化を楽しみ、それぞれの学びの可能性を広げて、多様な人々がつながり、それぞれが生き生きと楽しむ生活の実現を目指すものです。

#### (2) まえばしID（仮称）

前橋市では、“マイナンバーカード×スマートフォン×顔認証”を併用し、安心安全な前橋市独自のデジタルID（まえばしID）を創ります。

これは、病院であれば医療情報、金融機関であれば口座情報といっ

たように、民間や行政が分野ごとに管理している複数のデータを連携して、活用できるようにするための仕組みです。各データは領域ごとに分散して管理され、必要なときに個人の合意がない限りは活用することができません。

また、まえばし I D には、安心安全で便利な仕組みを担保するための 3 つの特徴があります。

1 つ目は、都度暗号化する 2 種類のデジタル鍵による暗号化技術を用いたデータ保護に関するセキュリティの高さです。

2 つ目は、顔認証やスマートフォンによる非接触認証を通じた本人認証の利便性の高さです。

3 つ目は、マイナンバー法や電子署名法といった既存の法律に裏打ちされた仕組みであるため、法的な説明責任を果たせ、利活用の幅が広いことです。

スーパーシティにおいては、このまえばし I D によって本人確認が必要な行政サービス・民間サービスの双方の利便性向上やキャッシュレスによる顔認証での決済などの活用が想定されます。

### (3) サービス例

#### ① 交通

- ・自動車を持たなくても移動が円滑にできる生活
- ・人と医療をつなぐモビリティ（デマンド交通によるお薬配達等）
- ・不安のない自動運転バス
- ・交通利用実態データを活用した保険
- ・各種モビリティによる街のみまもりサービス
- ・信号機制御による止まらない救急車
- ・現金を持たない移動

#### ② ヘルスケア（健康・医療・介護）

- ・パーソナルヘルスケアレコード（以下「PHR」という。）の活用による市民の健康寿命延伸
- ・遺伝子解析等を活用した病気リスクや薬剤リスクのない医療
- ・見落としのない検診
- ・PHR と救急医療の連携
- ・PHR を活用した介護サービスの効率化

#### ③ 教育

- ・リアル・バーチャル双方を活用した学習環境「めぶき場（仮称）」

- ・学習履歴やポイント管理ができる学びのポータル「めぶくアプリ（仮称）」
- ・キッズキャリア教育プログラム
- ・学習コンテンツ・成果のデジタル化推進支援
- ・基礎リテラシー教育プログラム

#### ④行政手続

- ・市民及び事業者来庁ゼロの行政手続
- ・非対面で行なうことができる相談窓口

#### ⑤環境エネルギー

- ・まちと自然がつながる都心生活環境（居住環境・仕事環境等の整備）
- ・生活の見守りサービス（生活反応による分析等）
- ・物流に係るエネルギーを無駄にしない配送サービス
- ・環境にやさしい手段で自由に移動ができる暮らし

#### ⑥市民生活向上

- ・無駄な携帯料金を支払わない生活
- ・自身の個人情報と安全につながる生活
- ・災害発生時にあらゆる人々が共助できる
- ・外国人住民と共生できる生活
- ・行政情報を戦略的に活用する

#### ⑦ファイナンス

- ・民間資金を引き出し、行政コストを適切に抑える官民連携のファイナンス技法を有効活用することにより、財政面での持続可能性を担保する。

### 3 公募内容

上記コンセプトを踏まえ、規制改革を前提とした下記（１）～（３）のいずれかに該当する提案及び、（４）に係る提案を募集します。

なお、別紙資料「コンセプト/事業イメージ」及び「スーパーシティに係る市民コンセンサス ご意見一覧」を参照し、内容を踏まえた提案としてください。

- （１）上記「２概要（２）まえばしID（仮称）」を実現する技術提案、または、活用するアイデア及び事業提案。
- （２）上記「２概要（３）サービス例」を実現するためのアイデア及び事業提案。

(3) 上記「2 概要 (3) サービス例」以外で、「ない」生活（待たない、行かない、無駄がない）や「つながる」生活（自然、文化、人とつながる）を実現し、ゆとりを生むサービス、ゆとりを活かすサービスのアイデア及び事業提案。

※内閣府が示す主な課題分野（下記以外の分野でも可）

①移動 ②物流 ③支払い ④行政 ⑤医療・介護 ⑥教育 ⑦エネルギー ⑧環境・ごみ ⑨防災・緊急 ⑩防犯・安全

(4) 上記「2 概要 (3) サービス例」を実現するための官民が保有するデータ連携基盤（都市OS）に関する提案。

なお、提案にあたり、下記の点を踏まえる必要があるので留意してください。

- ・まえばしID（仮称）との連携
- ・利用者同意のもと、分散管理したデータから必要なときに必要なデータ取得・活用を行うこと。
- ・国で検討している「スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会」の検討内容を踏まえること。

また、データ連携基盤整備後に運用する主体（例：市で運用、官民で運用等）の考え方についても提案すること。

#### 4 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人・団体等。若しくは複数の法人・団体等で構成された共同提案体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1号各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く）でないこと。
- (4) 前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生

計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。)でないこと。

- (6) プライバシーマーク付与認定を受けているか、それに準ずる情報保護体制を整えていること。

## 5 質問受付及び回答

### (1) 質問受付期間

令和2年12月15日(火)～令和3年2月3日(水)  
午後5時まで(必着)

### (2) 質問様式

質問書【様式1】

### (3) 提出方法

電子メールで提出してください。

※メール件名「スーパーシティ連携事業者募集(事業者名)」

### (4) 提出先

[mirai@city.maebashi.gunma.jp](mailto:mirai@city.maebashi.gunma.jp)

### (5) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知した方が良くと判断されるものは、前橋市ホームページに掲載します。

## 6 応募の手続等

### (1) 提出期限

令和3年2月10日(水) 17時15分必着

### (2) 提出方法

電子メールまたは郵送

電子メールの場合は、提出後に未来の芽創造課へ受信確認の連絡をしてください。(容量が大きい場合受信できない可能性があります。)

郵送による場合は、提出期限までに必着とします。

なお、共同提案体の場合は、代表事業者が構成事業者分を取りまとめて一括して提出してください。

### (3) 提出先

前橋市 政策部 未来の芽創造課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

電話：027-898-6427(直通)

E m a i l : [mirai@city.maebashi.gunma.jp](mailto:mirai@city.maebashi.gunma.jp)

※メール件名「スーパーシティ連携事業者募集（事業者名）」

#### （４）提出書類

##### ①応募申請書【様式２】

※共同提案体の場合は【様式２－１】及び【様式２－２】も併せて提出してください。

##### ②会社概要書【様式３】

##### ③企画提案書【様式４】

#### （５）提出書類の取り扱い

##### ①記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

##### ②提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

##### ③費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

##### ④その他

- ・提案書から、前橋市スーパーシティ構想（案）を作成します。
- ・個別に意見聴取の依頼を行う場合があります。

## 7 審査

提出された書類について、別紙評価基準により内容を確認し、前橋市スーパーシティ準備検討会にて承認となった事業者を、前橋市スーパーシティ連携事業者として登録します。

## 8 公募後の進め方

- ・本公募において、前橋市スーパーシティ構想の推進に適した事業者を連携事業者として募集するものであり、事業提案については、そのまま応募書類へ記載されるものではなく、市との協議や市民意見の反映により変更があるものとします。
- ・市は、前橋市スーパーシティ準備検討会で承認された事業者との間で、企画提案書を踏まえた協議を行います。
- ・連携事業者となった場合、市とともに国の「スーパーシティ」構想の区域指定の応募に向け、以下の作業をお願いすることがあります。
  - ①上記提案及び市民意見、市との協議等により事業案を整理
  - ②応募書類作成作業

③その他応募に必要な準備等

- ・上記準備作業については、市からの業務委託ではなく、市と事業者が連携・協働して事業を進めるものであることから、市からの業務委託料（準備作業に伴う諸経費を含む）は発生しないものとします。
- ・スーパーシティ区域として本市が指定された場合、国も含めた基本構想作成にあたり、連携事業者と協議することとします。

9 スケジュール（予定）

令和2年	12月15日	本公募開始、住民意見聴取（パブコメ）開始
	12月25日	（国）スーパーシティ公募開始
令和3年	1月6日	質問書提出期限
	1月14日	提案書提出期限
	1月28日	提案承認（前橋市スーパーシティ準備検討会第4回会議）
	2月下旬	提案承認（前橋市スーパーシティ準備検討会第5回会議）
	3月26日	（国）スーパーシティ公募締め切り
	春頃	（国）スーパーシティ区域指定